

平成25年度化学物質審議会第1回安全対策部会
議事録

1. 日 時：平成25年7月19日（金）12：00～12：17

2. 場 所：三田共用会議所 大会議室 A

3. 出 席（五十音順、敬称略）

大石 美奈子	亀屋 隆志	北野 大
庄野 文章	恒見 清孝	東海 明宏
原田 房枝	林 真	吉田 緑

事務局

経済産業省 恒藤化学物質安全室長 他

4. 議 題

- (1) 安全対策部会の所掌について
- (2) 部会長の互選について
- (3) 小委員会の廃止について
- (4) その他

○事務局 みなさんお揃いになりましたので、ただ今から平成25年度第1回安全対策部会を開催いたします。本日はみなさんお暑い中お集まりいただきありがとうございます。化学物質安全室の恒藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まずはじめに資料の確認は省略させていただきます。まずはじめに資料1に基づきまして、委員の紹介からさせていただきます。一言ずつごあいさついただければと思います。

まず、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の大石委員。

○大石委員 はじめまして、大石と申します。よろしくお願ひいたします。この部会と申しますか、化学物質に関しては、日ごろ興味はあるんですけども、こういう難しい会議に参加するのは今回初めてなので、勉強させていただきながら消費者の意見が少しでも伝えられればいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局 横浜国立大学の亀屋委員。

○亀屋委員 横浜国大の亀屋です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 淑徳大学の北野委員。

○北野委員 おはようございます。化審法の審査部会の委員と、ストックホルム条約の POPRC のメンバーをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 日本化学工業協会の庄野委員。

○庄野委員 日化協の庄野でございます。いつもお世話になっております。今年はいろいろですね、TPP とか FTA とか変なものが入りまして、その中の非関税貿易障壁というのがいろいろ議論されております。実は化審法もこういった意味での議論の中にも入ってきておりますので、いろいろ多方面でこういった安全管理など我々としても考えていけないと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 産業技術総合研究所の恒見委員。

○恒見委員 恒見です。よろしくお願いいたします。私は、産総研で化学物質のリスク評価を中心にやっております。よろしくお願いいたします。

○事務局 大阪大学の東海委員。

○東海委員 大阪大学の環境・エネルギー工学専攻でリスク分野の教育研究に携わっております東海と申します。よろしくお願いいたします。大学で少しずつですけれどもリスク評価分野の人材の育成に向けて活動しております。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、日本石鹼洗剤工業会から原田委員。

○原田委員 原田です。よろしくお願いいたします。私は、事業者の立場でリスク評価等を行っているものです。化審法は、2009年の改正でリスク評価に軸足を置くことになっていますので、その実施に向けてご協力したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、食品農医薬品安全性評価センターの、林委員。

○林委員 林でございます。私のバックグラウンドは遺伝毒性なんですけれども、それを元にして、化審法というものにもう40年近くの付き合いになるかと思います。元国立衛研にいたときに、予備審査の委員として結構な時期を過ごしました。それから、3省合同の方に入れていただいて、それも、厚労を卒業したと思ったら今度は経済産業省の方で入れていただきまして、それからまたつながっているような状況です。リスクアセスメント等をこれから勉強していきたいと

思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局　最後に、国立医薬品食品衛生研究所から吉田委員。

○吉田委員　国立衛研病理部の吉田でございます。専門は毒性学で、特に毒性病理学を専門としております。化審法の委員は今年で 3,4 年目ぐらいだと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局　ありがとうございました。まず委員のご紹介からさせていただきました。

続きまして議事に入りますが、一応本日の審議会は扱ひとしては公開ということになっております。誰も傍聴の申し込みははなかつたということですが、扱ひは公開になっております。議事録は公開されますので、念のためご承知置さく下さるようお願ひいたします。

では、まず私からこの化学物質審議会のですね、審議体制の見直しについてご説明をさせていただきます。資料 2 をご覧いただけますでしょうか。それから併せて資料 3 も横に置きながら見ていただければと思ひます。

今回、経済産業大臣の指示も踏まえまして、化学物質審議会の審議体制につきましてもスリム化をする、ということで整理をすることといたしました。今、NITE、製品評価技術基盤機構の安井理事長が化学物質審議会の会長であります、会長とも相談した上で、資料 2 にあります形で見直しを行うということで、総会で書面審議を行ひまして決議がされたものでございます。具体的には、かつて管理部会という部会がございましたが、これを廃止いたしまして、審査部会と安全対策部会の 2 つの部会の体制にするというものでございます。その図が 2 枚目に簡単な構成図としてまとめてございます。右側は変更前の体制図でございますが、3 つの部会とそれから小委員会が 4 つの体制になってございます。これを、今回左側のように 2 つの部会に整理をする、ということでございます。

それぞれの審査部会と安全対策部会の審査事項でございますが、1 枚目あるいは 2 枚目に書いてあるとおりでございます。審査部会は、化審法関係でいいますと 3 つの事項、一特の指定、監視化学物質の指定、新規化学物質の判定を審議する、それと化管法の第一種・第二種指定化学物質の指定を行うというのが審査部会の所掌になってございます。

それから、安全対策部会については、化審法の関係のそこに列記してございます事項を審議する、ということになってございます。この整理は、審査部会の方は主に化学物質の性状に基づいて判断する事項について調査審議をするということで、化学物質の物性なり毒性に基づいて判断する事項は審査部会が審議する、それから安全対策部会は主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行うということで、いわゆる使用の状況、排出の状況、専門用語でいう暴露の状況も踏まえて判断する事項については、安全対策部会で行うということで、こういった具体的な審議事項について整理をしたということになってございます。

特に具体的な事項の中で、実際に当面審議が予定されておりますのは、ひとつは今日 1 時からの部会で審議をお願いしております、一番下の優先評価化学物質の指定ということでもあります。

それから、第一種特定化学物質として指定をすべきだということが審査部会の方で出ております物質について、その使用製品が何があるのか、あるいは例外的な使用用途として使用するべきかというようなことについて、審議を近いうちにいただくということは予定されております。そういったことをこの安全対策部会では審議をしていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

こういう見直しを決定した上で、安井会長からみなさま方をこの部会に属する委員として指名があったということで、9名の先生方にこの部会に入っていた、こういうことでございます。ですので、こういう分担になっているということをよくご理解の上でご審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

何か今の件につきましてご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、議題2の部会長の互選については、進ませてもらいたいと思います。

この安全対策部会は実は開催するのは久方ぶりでございます。実質的な審議は安全対策部会の下の小委員会でやっていたということもございまして、部会を開催するのは実はほぼ3年ぶりという状況になってございます。前部会長は中西先生が務められておりましたが、中西先生は、ご本人の意向、それからご高齢だということもございまして、その後継続して委員やっていたいないという事情もございまして、改めて部会長をここで決める必要がございます。一応規程としては互選でということになっておりますので、みなさま先生方の中から互選ということになりますが、僭越ですが、事務局としては、委員の中から林委員に部会長をお願いするのが適当ではないかと考えておりますが、それも踏まえて、委員の先生方で互選で決めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。みなさんから林先生にというお声がありましたので、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○林委員　みなさんからお助けをいただきながらやらせていただきたいと思います。お受けいたします。

○事務局　では、部会長は林委員ということで、決議がされたということでございます。

では次の議題3に進みます。小委員会の廃止についてという議題でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、資料2の2枚目でございますが、安全対策部会には安全対策小委員会と評価手法検討小委員会という2つの小委員会がございます。特に評価手法検討小委員会の方では、今日の1時からの部会でご審議いただきます優先評価化学物質の評価などの手法を検討するというをやっていた小委員会でございます。

ただこれにつきましては、安井会長ともご相談の上、やはり部会でこういった事項も審議するのがいいだろう、ということのご指示をいただいております。事務局からの提案としては、こういった小委員会は廃止をして、これらの事項につきましては部会で審議をする、という形の提案をさせていただきたく存じます。本件について皆様でご審議いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

○林委員 さっそくですけれども、ただ今のご説明につきまして、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

今日最初からずっと説明を聞いていますと、全体の、化学物質行政のスリム化、それから透明化ということからの見直し、今の小委員会を廃止して、この部会でそこで扱っていた事項を総合的にというか全体的に討議をするという形になろうかと思えます。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは特に反対意見もなく、よろしゅうございますとのお声も聞こえましたので、事務局案のとおり、2つの小委員会を廃止とさせていただきたいと思えます。

○事務局 はい。それでは最後にその他といたしまして、今日の今後の予定を事務局から説明させていただきます。

今日、このあと部会は1時から、予定してございます。1時から4階の特別会議室で開催をいたします。その、第2回目に形式上なりますけれども、その本部会につきましては、化審法は厚生労働省、それから環境省と共管で運営しているという法律でございますので、審議会も厚生労働省の審議会と環境省の審議会と合同で開催してございます。そのため、本部会につきましては合同開催ということになります。その会議は一応2時半までを予定しております。

それでは、これで第1回の安全対策部会は終了とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。